

広瀬淡窓における学校と社会

前田 勉

1

広瀬淡窓（天明二年～安政三年、一七八二年～一八五六年）の私塾咸宜園は、江戸時代、「徹底した実力主義」¹⁾の教育をしたことで知られている。淡窓の創案した三審法と月旦評は、その「実力主義」を保障するユニークな制度であった。三審法とは、入門時に年齢・学歴・門地を一旦白紙に戻す処置である。

我が門に入る者は、三審の法有り。一に曰く、其の父の付くる所の年齒を奪ひ、之れを少者の下に置き、入門の先後を以て長幼と為す。二に曰く、其の師の与ふる所の才学を奪ひ、不肖者と伍を同じくし、課程の多少を以て優劣と為す。其の君の授くる所の階級を奪ひ、之れを卑賤の中に混じ、月旦の高下を以て尊卑と為す。是れ三審の法なり。²⁾

〔燈火記聞〕卷二、上一四頁

この三審法によって、入門者は「父」「師」「君」という繫縛から自由になった。その上、「父」「師」「君」を要とする身分

制社会から切れた咸宜園の内部では、一九級の等級制が設けられ、月旦評という一ヶ月一回の厳正な客観的な評価によって、塾生たちは一級ずつ昇級していった。このような三審法と月旦評の制度の下、咸宜園の塾生は、自己の実力を磨き、より上級に昇ろうと、勉学への意欲を燃え立たせたのである。

このような咸宜園の「実力主義」的な教育法は、江戸時代の身分制社会のなかで、きわめて特異なものであった。言うまでもなく、身分制社会は世襲制を原則としていたからである。たとえば、イギリスの教育学者ドーアは、江戸時代の教育においては、「二つの主要な安定した変数があつて、一つは社会における身分と権力の配分の基礎である属性の原理であり、他の一つは実績を表現する方法を見出そうとする、教師の（少なくとも）も学問の道に自分の知的生命を賭けている教師の）自然な傾向である。二つの変数の間の矛盾は各学校において妥協策として様々な制度上の工夫を生んだ」と指摘している。このうち、一般的にいって、後者の「実績」の変数に大きく比重が傾いてい

たのが、昌平黌や藩校のような官立学校ではない、私塾であった。なかでも、本稿が取り上げる咸宜園は、「屬性」を排して、徹底した「実績」本意の教育を遂行しようとした私塾だったといえよう。

われわれがまず注目せねばならないことは、当然のことながら、このような教育法を編み出した淡窓自身が、身分と実力との齟齬を誰よりも痛切に認識していたという事実である。彼は「迂言」学制冒頭に、次のように述べている。

夫賢ヲ進メ不肖ヲ退クルハ、国ヲ治ムルノ本ニシテ、賢者用ヒラレルハ国興リ、不肖者用ヒラレルハ国亡フルコト、古今ノ通理、人ノ徧ク知ル所ナリ。然レトモ、今時封建ノ制、士大夫タルモノ、皆其ノ禄ヲ世々ニスル習ナレバ、世禄ノ家ニ生レタルモノハ、不肖ナリト雖モ退ケ難シ。又下ニアルノ賢者ヲ挙ケントシテモ、上ノ賦禄限リアレハ、世禄ノ外ニ新家ヲ増スコト、上ノ力ニモ及ヒ難キ所ナリ。

〔迂言〕学制、中三七頁

「世禄ノ家」に生まれたただで、「不肖」であっても高禄を得、逆に「下」にいる賢者が抜擢されることはない。こうした不条理な「今時封建ノ制」の社会のなかで、いかに「国ヲ治ムルノ本」である「賢ヲ進メ不肖ヲ退」けることができるか、そして、いかに有能な「賢者」を育成するか、これが教育者淡窓の問題意識だったのである。

そもそも、淡窓は、世襲制の身分制社会と学校との関係をど

のように捉えていたのであろうか。また、身分制社会のなかで、どのような教育を実践していたのだろうか。本稿では、こうした問題を考えるにあたって、淡窓の経世論書「迂言」の学校論と咸宜園教育との差異、さらに、咸宜園教育の中核を占めていた奪席会に注目したい。殊に後者についていえば、これまでの淡窓研究のなかで紹介されているように、咸宜園では奪席会という名称で呼ばれた、競争的な会説が行われていた。会説とは、集団で討論しながら一つのテキストを読む読書形式であるが、咸宜園の会説は、経書を読解する実力順に席順が決まり、質問者と解答者との緊張にみちた問答の成否によって席順が入れ替わっていく、「実力主義」の教育が実践される場であった。その意味で、この奪席会（二）会説を見ることがよって、われわれは淡窓の「実力主義」の実態を知ることができるのである。

2

まず、淡窓が身分制社会のなかで学校をどのように位置づけていたかについて、淡窓の「迂言」から検討してみよう。「迂言」は天保十一年（一八四〇）に書かれ、財政窮乏に陥っている藩政の改革を提言した書で、国本・君道・禄位・兵農・学制・雑論の六篇から成りたっている。もちろん、藩政改革といっても、「儒者ノ経国ニ於ケル、誠ニ屠龍ノ技ナリ」（『夜雨寮筆記』巻四二、上五五二頁）と謙遜する淡窓は、専売制度や農

政改革のような藩財政の現実的な政策を論じているわけではない。彼が強調しているのは、もっと根源的な社会の風俗改良である。

風俗八国ノ本ナリ。国ノ盛衰存亡ハ、皆風俗ノ善悪ニヨルナリ。当時武門ニ一種ノ弊俗アリテ、和漢ノ古ヘニ其ノ類ナキコト多シ。(『迂言』国本一、中二頁)。

当今の財政の危機は、太平の安逸のなかで、風俗が頹廢してしまつたことに起因している、と説いて、六つの風俗の悪弊をあげている。具体的には、尊倨高大・誇張矜伐・秘密閉固・門地高下・先格因循・文盲不学の六つである。淡窓によれば、「此六弊ハ、諸国一轍ニシテ、其中ニ成長シタル人ハ、知愚トナク邪正トナク、皆其弊ヲ免レス」(同右、中一一頁)とあるように、特定の藩のみの悪弊ではない、同時代の社会の悪弊ともいうべきものであつた。この六弊の内、「五ノ弊習モ、此所(文盲不学)ヨリ起リ、又其弊ヲ改ムルモ、此所ヨリスルニ非レハ、功ヲナシ難シ」(『迂言』同右、中一〇頁)とあるように、尊倨高大・誇張矜伐・秘密閉固・門地高下・先格因循の五弊は文盲不学から起こるといふ。ここから、淡窓は文盲不学を一掃する学校の緊要性を導き出すのである。

先に述べた、淡窓の学校論の背景にある身分と実力の齟齬は、六弊のなかで「門地」にあたつてゐる。淡窓は言う。

門地高ケレハ、不才不徳ニテモ、恥ツルニ及ハスト立テ、一切ノ芸業ヲ修セス。門地卑ケレハ、才徳芸能アリテモ、

貴フニ足ラスト立テ、一切ノ能者ヲ用ヒス。風俗如レ此ナレハ、大ニ国家ノ害トナル也。(同右、中七、八頁)

「門地」の尊卑と「才徳芸能」の有無が対応していない現実をたいして、淡窓は、高い身分の者に、それに相応しい「才徳芸能」を身につけさせることを求める。その意味で、淡窓はどこまでも門地を前提としながら、「人オヲ教育スルコト、今時諸侯ノ国ニ於テ、第一ノ要務」(『迂言』学制五、中三七頁)である、と主張した。思うに、『迂言』の学校論の最大の特徴は、この「人材」教育の場である学校を身分制社会から隔離した空間にしようとした点にある。

二百年來ノ風習、積リクテ生セシコトナレハ、今明君英主アリテ、一旦其弊ヲ改メタマフトモ、人情驚キ疑ツテ心服セス。カクスル内ニ、君ノ世カハレハ、又本ノ通ニナルナリ。只学校ヲ設ケテ、家中ノ子弟ヲ其中ニ遊ハシメ、幼少ヨリノ見聞スル所、一切世俗ノ流弊ニ異ナルコトノミナレバ、自然ト其中ニ化シテ、六弊モ改ムルトモナク止ムヘキナリ。(同右、中三八頁)

淡窓によれば、学校は「一切世俗ノ流弊」と異なる空間であるべきである。そうした空間のなかで、幼少から家中の子弟を学ばせることができたならば、「自然」と「六弊」も改良することができるといふ。

学校ノ制ヲ右ノ如クニ立ツルコト、人オヲ育シ、且巻首ニ論セシ六弊ヲ変センカ為メナリ。公子ヨリシテ、大身ノ子

タルモノ、学校ニ於テ、歩士歩卒ノ子ト列ヲ同ウシ、長幼ヲ以テ相讓ル時ハ、自然ト尊俯ノ態ハ除クヘシ。従者一人ニスギズ、途中人ヲ避ケシムルノ事ナキ時ハ、誇張ノ態ハ除クヘシ。途中ヨリ学校マテ、衆人ニ面ヲミセ、且応対進退セハ、秘閉ノ態アルコトヲ得ス。学校中、専ラ学業ノ高下ヲ以テ、席順ヲ定ムル時ハ、門地ノ論ハ無用ナリ。書ヲ讀ンテ古今ニ通セハ、因循ノ弊、文盲ノ害ハ、自ラ免ルヘシ。然ラハ、子弟其中ニ生長スル者ハ知ラズ知ラズ、当世ノ俗習ヲ脱シテ、成人ノ後、家ニ居リ官ニ任スルニ至ツテモ、其作事必觀ルヘキモノ有ルナリ。(同右、中四六頁)

一定の就学期間、藩主の子供「公子」、「大身ノ子」から「歩士歩卒ノ子」まで一同が、学校のなかに身を置くことによつて、「当世ノ俗習ヲ脱」して、知らず識らずのうちに「六弊」を免れることができるようになるという。淡窓は、このように学校を「世俗」と切り離れた空間として、その隔離された空間で、「尊俯ノ態」「誇張ノ態」「秘閉ノ態」「門地ノ論」「因循ノ弊」「文盲ノ害」の六弊を除いた教育をすることによつて、将来の風俗を改変しようとするのである。

このような淡窓の考えは、近世日本の教育史・思想史において特筆に価するものなのではないかと思われる。これまでの教育史研究で明らかにされているように、一八世紀後半以降、風俗教化の拠点として学校が位置づけられるようになった。⁵ 辻本雅史氏によれば、朱子学正学派は、朱子学による「学統」を

定め、風俗を教化し、統一することが政治の役割であると考え、上は藩主から下は町村の子供の手習学習までも、一国全体を一つの教学によつて統合しようとしたという。そこでは、学校は「風俗」統合の要とされ、風俗の模範として位置づけられる。換言すれば、風俗と学校とは同一の身分制の原則に基づくのみならず、かえつて学校とはその原則が純粹に貫徹する場であつたといえるだろう。⁶

もし風俗と学校との関係が、淡窓の時代、このようなものであつたとすれば、学校を「世俗」から切り離し、一定の修学期間、生徒を「世俗」から隔離しようとした淡窓の考えの画期的な意義は明らかであろう。学校は身分制社会の「世俗」とは異なる原則が実現化した空間であつて、「生員タル者ハ、貴賤上下ノ隔ナク、皆朋友ノ好ヲ結」(「迂言」、中四七頁) びつつ、育成された人材が、身分制社会の「世俗ノ流弊」を変えてゆく。そうした戦略を淡窓は「迂言」のなかで主張していたからである。以下では、その「世俗ノ流弊」と異なる空間がいかなるものであつたかを、咸宜園の会読Ⅱ奪席会を焦点に検討してみよう。

3

咸宜園教育において会読Ⅱ奪席会は、その中核的な位置を占めていた。よく知られているように、その会読の実際を伝えて

いる史料は、淡窓の弟子、武谷祐之『南柯一夢抄録』である。祐之は天保七年（一八三六）に入門して、七年二月月在塾して、天保一四年（一八四三）に九級下で帰郷している。以下は、『南柯一夢抄録』の記述である。

会議は奪席会とよばれている。七級以上の生徒が会頭となり、淡窓先生が講義した書物の三日分がテキストである。一日の講義が六枚であれば、三日分は一八枚となるが、書物によって多少がある。まず、出席する生徒は講堂に集まる。都講、または副監がやって来て、出席生徒の多少に応じて、一〇人、あるいは一二人ずつのグループに分け、会頭判師を誰々と決める。講堂では一席のみを開き、残りグループは会頭の居塾で開かれる。淡窓先生が講堂の一席の会頭判師を勤めることもある。会頭は上座に座り、帖簿に生徒の人名を書き、生徒の席順は、前回の甲乙の順位によって、二列に座る。

最初に、第二位の生徒が、第一位の生徒に向かい、テキストの書物の解釈の難しいと思われる句で、二句以下の箇所を質問する。第一位の生徒がこれを明晰に講じ終わることができたならば、会頭と相對の席に上り、机上に書物を開く。次に、第三位の生徒が、解釈の難しい二十字を第一位の生徒に向かつて質問する。また、第一位の生徒が明晰に答え終わると、今度は第四位の生徒がまた二〇字を質問する。これにたいしてもまた、明晰に答えることができたならば、第一位の生徒は賞点〇三を獲得する。

第一位の生徒は第五位の生徒に向かい、短い句、一句を質問する。第五位の生徒がこれを説明することができたならば、第一位の生徒に代わって、第五位の生徒が相對の席に上るが、第一位の生徒はもとの最上位の甲席を占めることができる。

ただし、第一位の生徒が最初の第二位の生徒の質問に答えられて、相對の席に上っても、第三位の生徒の質問にたいして説明することができなかつたならば、第三位の生徒が相對の席に上ることになる。これを奪席というのである。この場合、第一位の生徒は、賞点一も獲得することはできない。というのは、第二位の生徒の第一問目の質問は、簡単な短句にたいするものであって、賞点を獲得できるほどの価値がないからである。もし第三位の質問に答えることができて、第四位の質問に至って、答えることができなかったときには、第四位の生徒が代わって、相對の席に上るのである。この場合、第一位の生徒ははじめて、賞点〇一を獲得できる。そして、第四位の生徒の質問に答えることができたならば、先に述べたように、賞点〇三を獲得できるのである。この時にはじめて、第一問目の質問の短句に答えられたことの効果も出るのである。

このように順次、質問を発していって、質問者と解答者の説がともに明瞭でない場合には、他の生徒が解説することができ。このときには、この生徒が相對の席に上る。また、論説が多岐にわたり、出席者を一周しても、なお善美の説がない時には、すでに最上位の甲席を占めていた生徒がまた解答すること

ができる。しかも、その説が正しいときには、褒美点が与えられる。そして、順次、質問を發することは最初のときと同じである。問答が三周すると、会は閉会となる。

淡窓先生が会頭であったときには、特別に賞点が加算される。テキストとなった書物の難易に応じて、賞点〇一が三点、ある場合には〇一が五点・一〇点などの差がある。都講、副監、舎長の講書には、必ず自らが会頭判師となるのである。

以上が『南柯一夢抄録』の会説Ⅱ奪席会の当該箇所である。会説の場合は公開の競争の場であったといえるだろう。それは、席を奪われた者が涙を流したという記事からもうかがわれる。

青州曰、奪^レ席時、往々有^二切齒或涕出而退者^一、此法真腐^二書生^一之良方便、

冒頭に述べたように、咸宜園教育は「徹底した実力主義」によって貫かれていたが、「実力主義」は競争と表裏一体のものであったのである。咸宜園で歌われたという『以呂波歌』（ヨミ人シレス、中一頁）のなかで、次のようにいう。

いつまでも下座に居ると思ふよ
席序の訳を得と知るべし
六級も七八級も経上りて九級に至る人ぞ
勇々しき

初より人の上には立難し
浮世の様は皆かくとしれ
競争のなかで実力を試す場が、会説Ⅱ奪席会の場であったといつてよいだろう。その意味で、咸宜園において会説の占める位置は大きい。

もちろん、学問に競争を持ち込むことへの批判があるだろう。

そうした予想される批判にたいして、すでに淡窓の師、亀井南冥が、生徒間の競争がはたす積極的な意義について論じていた。この点に関する淡窓の反論は、程伊川の言説との対照のなかで説かれている。

佐藤貞問テ曰、小学ニ載セタリ。伊川先生学制ヲ看テ以爲ヘラク、学校ハ礼儀ヲ先ンスルノ地ナリ。然ルニ、之ヲシテ争ハシムルハ、教養ノ道ニ非ス。以後試ヲ改メテ課トナシ、高下ヲ考定セサラント。先生ノ塾法ハ之ニ反セリ。伊川ノ説、果シテ非ナルカ。答テ曰、時同シカラサルナリ。西土ノ制ハ郡県ナリ。公卿士大夫、皆禄ヲ世々ニセズ、匹夫ヨリ起リテ三公ニ至ル。其ノ之ヲ拔擧スルノ法、及第二アリ。故ニ人心洵々トシテ、名利ニ競フコト、火ノ熱スルカ如シ。学ニ入ル者、学問ヲ以テ名利ヲ釣ルノ具トスルノミ。心ヲ道義ニ潜ムル者、百ニ一モナシ。伊川之ヲ思フ。故ニ此説ヲ爲シテ、其奔競ノ心ヲ抑ヘ、沈潜ノ思ヲ凝ラサシムルナリ。我邦ノ体制ハ之ニ反ス。士大夫皆世官世禄、賢モ進ムニ道ナク、愚モ退クニ縁ナシ。人心皆傲惰僥蹇ニシテ、学業ニ趣カズ。此ヲ以テ、月旦評ヲ設ケ、之ニ示スニ榮辱ヲ以テシテ、之ヲ鼓舞スルナリ。之ヲ医事ニ喻ヘンニ、伊川ノ治スル所ハ、実症ニシテ、大熱ノ病ナリ。故ニ之ニ瀉下シ、或ハ清涼ノ劑ヲ用ヒテ、熱ヲ去ルナリ。我カ治スル所ハ、至虚至脱ノ症ナリ。參附ノ劑ヲ用ヒテ、其陽氣ノ鼓動スル者ナリ。凡学問ノ道、和漢古今体勢ノ異ナル

所ヲ察スルヲ以テ要務トス。若シ一概ノ説ヲ為シテ可ナル
コトナラハ、學問ホト易キ者ハナシ。〔夜雨寮筆記〕卷三、
上四〇〜四一頁)

程伊川の言説は『小学』（外篇・善行第六）にも載せられて
いる。科擧に及第することに汲々とし、為己の學問の本質を見
失つてしまつてゐる宋代社会の現状を批判するものである。と
ころが、淡窓によれば、競争を否定する言説は科擧が実施され、
「人心洶々トシテ、名利ニ競フコト、火ノ熱スルカ如」き、宋
代社会にはふさわしいが、世襲制の「我邦ノ体制」においては、
妥当しないという。淡窓は中国と日本の体制の違いを、郡県と
封建の概念によつて捉えていたが、世襲の封建制では競争の欠
如が社会的な沈滞をもたらすと認識していたのである。

ところで、咸宜園において競争の公平性を担保していたのが、
一九級の等級制のもとで塾生をランクづけ、会説ニ奪席会をほ
じめとする試験で獲得された得点数によつて、毎月、評価され、
昇級する月旦評であつたことはいまでもない。そもそも、淡
窓によれば、月旦評は当初から科擧を念頭において作られたも
のであつた。

此年（文化二年、二四才）ノ八月、成章舎ニ於テ、始メテ
月旦評ヲ作ル。（中略）因ツテ當時ノ學風大ニ古昔ト變シ、
殆ト漢人ノ科擧ノ業ヲ習フカ如シ。抑百事皆一得有レハ一
失有り。一利アレハ一害ナリ。後人此事ヲ論センニ、余ヲ
以テ功首トセンカ、將タ罪魁トセンカ。〔懷旧樓筆記〕卷

一一、上一三八頁)

淡窓によれば、怠惰に流れやすい塾生も、客観的評価の下で
の競争によつて「勉勵の心」が喚起される。

月旦評ヲ設ケテ、其勤惰ヲ明ニシ、勤ムル者ハ上ニ擢ンテ、
惰ル者ハ下ニ抑ヘ、榮辱ヲ分チテ、惰夫ト雖モ、一度我門
ニ入レハ、勉勵ノ心ヲ生セシム。〔夜雨寮筆記〕卷二、上
一九頁)

このように見ると、淡窓の学校が、身分制社会の「世俗」
と異なる原理の場であつたことは明らかである。咸宜園は公平
と競争の原理が貫徹する場であつて、尊倨高大・誇張矜伐・
秘密閉固・門地高下・先格因循の身分制社会の原理と異質な空
間なのである。淡窓はこうした空間のなかでこそ、「人材」は
養成されうると考えたのである。

しかし、会説ニ奪席会に集約される咸宜園教育は、いわば
「実力主義」の学校の理念型ともいふべきものであつて、先に
見た「迂言」の学校論は、それほどラディカルではなかつたこ
とに注意しなくてはならない。その何よりの例証として、「迂
言」で提言している藩校の学制には、会説の学習法を採用して
いない点をあげることができるだろう。「迂言」で、淡窓が提
示していた学習方法は、素読、輪読、講積、輪講、文章の五つ
である。これにたいして、武谷祐之「南柯一夢抄録」によれば、
咸宜園の課業は、素読、輪読、輪講、會講（會説）、独見、質
問、詩文推敲である。両者を比較すれば、明らかのように、

『迂言』には会説が欠けているのである。ここで、その理由を憶測すれば、淡窓は、「学校中、専ラ学業ノ高下ヲ以テ、席順ヲ定ムル時ハ、門地ノ論ハ無用ナリ」(『迂言』学制五、中四六頁)とは説いているものの、席順が入れ替わり、衆目の前にその実力がさらけ出される、公開の競争の場である会説を採用するまでには、大胆ではなかったのではないかと思われる。

『迂言』の漸進主義的な現実への適応という点でいえば、他にもある。淡窓は咸宜園内部においては、「予カ家、門人ヲ待ツコト、平等ヲ以テ主トス」(『懐旧楼筆記』卷三〇、上三九七頁)と説いているように、塾生にたいする徹底した「平等」を求めたが、だからといって、現実の身分制社会を「平等」社会にせよと主張したわけではなかった。『迂言』のなかでは、むしろ身分制社会の差別が曖昧で不明確になってしまっていることを憂慮して、差別を厳格化せよと説いているからである。具體的にいえば、淡窓は藩内の武士の位階を衣服の色の違いによって視覚化せよと主張する。

其差等ヲ分タンニハ、家中上等ハ黒色、中ハ黄色、下ハ青色、庶人ハ縞ニテ純色ヲ用ヒスト定ムヘシ。(『迂言』緑位三、中二四頁)

藩内の武士の位階を黒色・黄色・青色の衣服によつて三等分して、さらにそれぞれで三等分して、全体として九等の位階を明確化せよという。ただ、この衣服の差別化についても、「聖人ノ教ニテハ、天下生レナカラニシテ貴キ者ナシ。天子ノ子モ

猶士ノ如シト立テタリ」(『迂言』緑位三、中二六頁)と説いた淡窓は、「平等」への志向性をもっていたことを看過してはならない。というのは、「家中ノ師弟」はみな若いころには、下等の青色にせよ、と付け加えているからである。

家中ノ子弟、及其僕隸、ミナ其位ト服色ヲ定ムヘシ。大略青衣ニテ、其内黒衣ノ子弟ハ、七等ニ準シ、黄衣ノ子弟ハ、八等ニ準シ、青衣ノ子弟ハ、九等ニ準シ、然ルヘシ。陪臣ノ位モ、亦此三等ノ内ニ配当スヘシ。九等ニ至ツテハ、父子主従、皆同列ニシテ可也。大禄ノ子弟ヲ陪臣ニ準スルコト、人ノ承允セヌコトナレトモ、先ツ一旦下位ニ居キテ、其身ヲ高フラセズ、下情ニ通セシムルコト、即其人ヲ教育スルノ術也。(『迂言』緑位三、中二六頁)

黒色の上等の子弟は七等、黄色の中等の子弟は八等、青色の下等の子弟は九等に準じて、結局、すべての子弟を青色の衣服を着用せよ、とする。

家老ノ子ト云ヘトモ、目見ニセザル中ハ、親ノ家隸同前ニテ、七等ニ列シ、青衣ヲキルト定ムル時ハ、家中ノ若党ハ、皆青衣ナレハ、親ノ家ニ居テモ、他家ニ行キテモ、格式ニ高下ナシ。給金ヲ取ラズ。奉公人ト訳異ナレハ、他家ニアル中ニモ、学校ニ出テ、文武ノ両芸ヲハ学フヘキナリ。(『迂言』兵農四、中三一―三三頁)

幼いうちは上等の「家老ノ子」といえども、「親ノ家隸」と同様に「青衣」を着して、「学校」に強制的に出席させ、「学校

二出テ学フ所ノ生員ハ、諸公子ヲ始トシテ、家老ヨリ歩卒迄ノ子弟、十歳ヨリ二十四五歳マテ、部屋栖ノ者ハ、不_レ残出席セシムヘシ」(「迂言」学制四、中三九頁)、同一の教育を受けるべきである、と主張する。これによって、淡窓は、藩校内では、「公子ヨリシテ、大身ノ子タルモノ、学校ニ於テ、歩士歩卒ノ子ト列ヲ同」(前出) じくして、尊卑の差別を廃した「世俗」とは異なる空間を作り上げようとしたのである。

繰り返すが、淡窓はストレートに身分制社会をなくせ、と主張しているわけではなかった。武家社会内部の衣服の色による差別化と並行して、全社会的に差別化を貫徹せよとも説いているからである。

凡国中ニ、一人タリトモ、無格ノモノヲ置クヘカラス。婦人小児出家社家ノ類マテ、ソノ格ヲ定メ、出会ノ飾、少シモ席順ノ評議ニ及ハヌ様ニスヘキナリ。俗人ノ説ニハ、格ヲ定メスシテ、名々己カ身ヲ尊キ物ト思ハシムル。是即互ニ励ミ合ヒテ出精セシムルノ術ナリト。コレハ上ヨリノ世話行届カサルヲ掩ハントシテ、如_レ是ノコトニ託スル。所_レ謂適辞ト云フモノ也。如_レ是ニテハ、人ニ争ヲ教フル理ニテ、和合一致スルコトナシ。乱世ナト左様ニアリテハ、別シテ差支多キナリ。又太平ニテハ、互ニ誇張ヲ務ムル故、奢靡ニ流レ、困窮ノ源トナルナリ。必俗説ニ惑フ可ラス。

(「迂言」 禄位三、中二七頁)

淡窓は、百姓・町人の「庶人」の間にも「差等」の制度を設

けよという。庶人の間でも「人君ト奴僕」(「迂言附録」、中二頁) ほどの実質的に経済的な格差が広がっているだから、その現実に応じて、「差等」制度を定め、無駄な家格争いをなくせというのである。具体的には「庶人」を上戸・中戸・下戸の三等に分けよ、と淡窓は主張する。

淡窓のユニークさは、この三等を「社倉・常平倉」の備蓄米供出高と結びつけていた点である。上戸は三十石、中戸は十五石を供出することによって、上戸・中戸の家格を獲得できるようにすると唱えている。しかも、その家格は一代限りで、世襲されることはない。中戸の家格をもっている家でも、当主が隠居すると、跡継ぎは改めて十五石の供出米を出さなくてはならない。もし出すことができなければ、下戸に格下げされるのである。もちろん、十五石を納めれば、また中戸に復帰することができるという。このことは、上戸も同様であるという(「迂言附録」 中四頁)。こう見てくると、淡窓が、庶民社会でも武家社会と同様に、世襲制を否定して実質的な「実力主義」を漸進的に指向しているという点を、われわれは看過してはならない。

4

藩政改革の書「迂言」のなかでは漸進的な適応を見せていたが、自らの主宰する咸宜園においては、淡窓は「世俗」から学

校を徹底的に隔離し、「平等」な門人たちの勉学の場にしようとした。三審法と月旦評がその制度的な保障になっていたことはいうまでもない。またこの他にも、咸宜園では、厳格な「規約法度」を遵守することを求めていたことも、この「世俗」との隔離という観点から注意しなくてはならない。

淡窓の塾内の規約は、文化十一年（一八一四）に定められた桂林園規約・新例が最初のもので、以後、何度も改正され、詳細になっていった。たとえば、天保一四年（一八四三）の「癸卯改正規約」には、職任・飲食・出入・門外・用財・雑の項目について八二の規則が定められている。そのなかには、「酒店茶店等に出浮、飲食いたし候儀禁之」、「外出之儀は、舎長及都講迄届け可申」、「夜行一切禁之」、「他席に於而、妓女類之者居候は、苟且にも同席不可致事」、「外出途中、小歌浄瑠璃吟詩之類、禁之候事」、「金銀類一切、他家に預け、塾に残置間敷事」、「当地市中郎中之者と、喧嘩口論堅く致間敷、若其事有之に於いては、理非を不論、相応之罰可申付事」とある。このような塾生の生活のほとんど全領域にわたる規則を、淡窓は軍隊内部の規律である「軍令」に譬えている。

飲食遊宴ノ事ヲ禁シ、酒食ノ過チ、蕩財ノ患ヘ無カラシム。
其他規約法度、謹厳ヲ極メ、賞罰黜陟、殆ト軍令ノ如シ。
其施設スル所、一端ニ非スト雖モ、大意其放蕩懶惰ノ氣ヲ
除キテ、順從勤勉ノ行ヒヲ生セシムルニ在リ。（『夜雨寮筆

記』巻二、上一九頁）

もちろん、この「軍令」という表現は厳格さ・峻厳さを述べたものであるが、そのみにとどまらず、身分制社会の「世俗」との戦いを象徴しているのではないか。これに関連していえば、咸宜園の「分職」＝職務分掌制度も、こうした視点から捉えることができるのではないか。すなわち、咸宜園では、「上は九級、下は無級に至迄、耆人たりとも、無職のもの不可有事」（『癸卯改正規約』、中一頁）と規定され、すべての塾生は労役や経営事務を分担させられていた。この「分職」について、R・ルビンジャーは「咸宜園で、もともと下賤なものから非常に責任のあるものまで、身分とは無関係に仕事が課せられたことは、ある種の責務や生活領域は、特定の社会的身分にふさわしいとする概念と真つ向から衝突するものであった」と指摘しているが、「ある種の責務や生活領域は、特定の社会的身分にふさわしいとする概念」を原則とする身分制社会に、「分職」制度は、真つ向から戦いを挑んでいたのである。

ところで、「世俗ノ流弊」のような目に見えない侵入ではなく、天保年間には「官府」の権力的な干渉が咸宜園を襲うことになる。それが、淡窓が「官府の難」と呼んでいる、日田郡代塩谷大四郎正義（文化一四年～天保六年在職）の咸宜園への干渉である。それは、天保二年（一八三一）四月から天保六年（一八三五）八月まで、断続的に続いた。以下では、その経緯をたどってみよう。

『懐旧楼筆記』には、天保二年四月二十八日に「官府ノ災難作

ルノ始」とある。「分職」すなわち職務分掌について、「明府」塩谷大郎正義からの最初の直接介入があった。

(天保二年四月)二十八日、家難起レリ。(中略)分職ノ級ハ、少キヲ以テ貴シトス。本高下ナシ。時ニ從ツテ上下ス。月旦ノ進コトアツテ退クコトナキトハ、事体大ニ異ナリ。然ルニ、明府思ヘラク、三吉郎ハ元占ノ子ナリ。故ニ功ナケレトモ之ヲ進ム。茂知蔵ハ無告ノ者ナリ。故ニ罪ナケレトモ、之ヲ黜ケタリト、大ニ怒リテ、府中ノ子弟來リ学ヒシ者ヲ、尽ク呼返サル。於レ是予父子門ヲ閉シテ自らセメ、丸屋幸右衛門ニ託シテ罪ヲ謝ス。諸弟皆朝暮トナク、相会シテ事ヲ議ス。五月四日ニ及ンテ、其事略解ケタリ

〔懷旧樓筆記〕卷三〇、上三九〇頁)

塩谷郡代は、自分の用人の息子である宇都宮茂知蔵が不当に評価されているとクレームをつけてきたのである。これより前、天保元年(一八三〇)に淡窓は、塾の運営を末弟の旭莊に譲っていたが、塩谷郡代は、その旭莊を淡窓以上にしようという善意があつた、と淡窓は解釈している。しかし、郡代の善意にもかかわらず、旭莊がその「意」にあわなかつたために、「憤怒」ヲ発シ、誹責屢作」り、「官府ノ災難」が起こつてしまつた、と淡窓は捉えていた。

(明府は)是ニ於テ、塾ノ月旦規約ノ類、仔細ニ檢閲シテ、己カ意ヲ以テ改革セラル。是レ塾政攪乱セラル、ノ始マリナリ。既ニシテ、謙吉カ為ス所、其意ニ合ハサルコト多シ。

是ニ於テ、憤怒ヲ発シ、誹責屢作ル。是レ官府ノ災難作ルノ始ナリ。(懷旧樓筆記)卷三〇、上三九一頁)

しかし、善意だと思つてはいたものの、以後、塩谷郡代の断続的な干渉が淡窓を悩ませることになる。干渉のターゲットにされたのは、淡窓が苦心して作り上げてきた月旦評であつた。

(天保四年)謙吉一月ノ月旦評ヲ造リテ官府ニ奉レリ。其昇進旧例ニ從ハス。大抵府君ノ意ヨリ出ツル者、半ニ居レリ。於レ是事平キタリ。予退隱ノ後モ、月旦ハ自ら之ヲ造リシカ、此後ハ謙吉ニ委ネタリ。予此法ヲ始メテ、殆ト三十年ニ近シ。其法、孔明ノ所レ謂、予心如秤、不レ能_レ為人作「輕重」ト云フヲ師トセリ。是ヲ以テ衆人ノ心ヲ服シ、策勵ノ具トナリ、門下ノ人モ自ラ繁殖セシカ、此ニ至ツテ、明府愛憎ノ私ニ奪バレ、旧法ヲ失ヒシコト、歎息スルニ余アリ。(懷旧樓筆記)卷三二、上四二四頁)

(天保四年三月)廿八日、官府ノ難起レリ。謙吉月旦評ヲ奉リシ所、府君ノ意ニ協ハサル由ナリ。余謙吉來真ト府ニ至リ、其事ヲ陳謝セシニ、府君人ヲ以テ月旦私アルコト数条ヲ責メラル。是ニ於テ、家ニ歸リ、是ヲ改メ作りテ奉レリ。其中一事ヲ拳クレハ、重三郎三級下、進メテ三級上トナス。谷蔵二級上、黜ケテ二級下トナセリ。是府君ノ旨ヲ奉スル者ナリ。時ニ重三郎カ父良作、君寵ヲ得タリ。谷蔵カ父衆助、君意ヲ失ヘリ。事ノ源、其所ヨリ発スル者ナリ。

此日又仙吾、顯赫、元章、凌雲、四子ノ罪ヲ処置シタリ。此輩約ヲ犯スコト、毎々ナリ。誠ニ化シ難キ者ナリ。仙吾ハ官府織田氏ノ紹介ヲ仮レリ。故ニ小田ニ謀リテ、罰ヲ施セリ。何レモ擯出ニハ至ラス。悪生官威ヲ仮ル者、誠ニ門下ノ蝨賊ナリ。其後、仙吾、元章、泰威又約ヲ犯スニ因ツテ、遂ニ之ヲ擯出セリ。(『懷旧樓筆記』卷三二、上四二七頁)

郡代の「君寵」を得ている父親の子であれば進級し、逆に父親が「君意」を失えば、その子は級を落とさせられる。「明府愛憎ノ私」によつて、月旦評の公平さは失われてしまったのである。また、それを見透かしたかのように、塾生の間でも、「官威ヲ仮ル者」が現れてくる。こうした状況のなかで、淡窓は、「私塾」咸宜園の月旦評の「公平」さが、「県府の公」によつて失われてしまった、と無力感を吐露している。

(天保五年五月)二十六日、始メテ課程通考ト云フモノヲ作レリ。月旦評府君ノ命アルニ因ツテ、公平ヲ得ズ。勤惰位ヲカヘ、利鈍倒ニ処レリ。故ニ私ニ此設ヲナシテ、其実ヲ考ヘテ差等ヲナセリ。然レトモ、私塾ノ設ケ、県府ノ公ニ勝ツコト得ズ。徒ニ心ヲ勞セシ而已ナリ。二十九日、府君ヨリ塾式二卷ヲ制シテ、謙吉ニ賜ハル。旧法ヲ全ク變シ尽サンカ為ナリ。(『懷旧樓筆記』卷三四、上四四四頁)

淡窓は新たに「課程通考」を作成して、「公平」性を担保しようとしたが、「県府ノ公」の前では「徒ニ心ヲ勞セシ而已」

であつた。加えて、塩谷郡代の干渉は月旦評にたいしてばかりではなかつた。咸宜園の教育内容にまで及んできたのである。

(天保二年七月)十二日、明府命アリ。両市ノ医師若干人ヲ我家ニ会シテ、痧脹玉衡ト云フ医書ヲ講セシム。謙吉ヲ以テ会頭トセラレタリ。其異事ナルヲ以テ、之ヲ録セリ。此事其後ナシ。(『懷旧樓筆記』卷三〇、上三九三頁)

(天保五年七月)廿七日、府君ヨリ謙吉ニ命シ、塾生十余輩ヲ携ヘテ官府ニ来ラシメ、席上ニ於テ、詩ヲ賦セシメ玉フ。詩稿既ニ成テ、予カ居ニ送り、甲乙ヲ品セシメ玉フ。時勢甚処シ難キ者アリ。頗ル迷惑セリ。廿八日、予及謙吉ニ寒具ヲ賜ヘリ。(『懷旧樓筆記』卷三四、上四四六〜四四七頁)

この二つの記事はともに、淡窓の意思ではなかつたことを暗に示している。さらに、塾運営にまで介入は及んでいる。それは、分職の最高位で、塾生中第一等の才のある者になるべき「都講」の人事への容喙である。塩谷郡代は、自分の意に沿う人物として、来真という僧侶を抜擢させたのである。

(天保六年三月二六日)此日、僧来真芸州ヨリ至レリ。初メ前月ニ当リ、府君ヨリ命アリ。塾ノ都講、其人ナキニヨリ、来真ヲ招クヘシトナリ。因ツテ前月二十三日、雄悦ヲ使トシテ、彼ノ地ニ赴カシム。此ニ至ツテ遂ニコレヲ迎ヘ来レリ。予塾ヲ開キシヨリ三十年、未タ嘗テ人ヲ地方ヨリ

招キヨセテ、塾ヲ治メシメタルコトナシ。且彼人得カタキノ才器アルニモアラス。是全ク府君愛憎ノ私ヨリ出テタルコトナリ。(『懐旧樓筆記』卷三五、上四五六―四五七頁)

淡窓のこの「是全ク府君愛憎ノ私」に出た人事を苦々しい思いで、受け入れざるをえなかつた。

ところで、月旦評・教育内容・人事にまで及んだ郡代の干渉をいかに捉えることができるのだろうか。ここで問題となるのは、咸宜園を官府支配下の学校にしようとする塩谷代官の意図である。すでに文政二年(一八一九)九月、塩谷代官は使者を通して、その意図を淡窓に伝えていた。

今我汝ヲ見テ相議セント思フコトアリ。方今文明ノ化盛行ハレ、大坂長崎ヲ始メトシテ、諸ノ州郡ニ、学校ヲ設クル所多シ。故ニ此県ニモ、亦学校ヲ興サント思フナリ。此事汝ニ非レハ、共ニ議スヘキ者ナシ。因ツテ思フニ、暫ク汝ヲ屈シテ、我家臣ノ列ニ從ハシメンコトヲ欲スルナリ。然レハ、幾度相招クト雖モ、義ニ於テ害ナキニ似タリ。我固ヨリ奇遇ノ客ナレハ、汝ノ終身ヲ託スヘキ者ニアラス。我時ヲ見テ、学校ノ事ヲ公朝ニ申シ達シ、且又汝ノ姓名ヲモ通達シテ、学校ヲ主ラシメント思フナリ。身此地ニ在ツテ、名ヲ公朝ニ達スルコト、是モ亦一美事ナリ。今之ヲ汝ノ父ニ謀リシニ、父既ニ我ト同意セリ。此上ハ、汝ノ存念ヲ聞カント欲スルナリトソ。(『懐旧樓筆記』卷二〇、上二四七―二四八頁)

塩谷代官(文政四年に郡代に昇格)は淡窓退隱を機会に、日田着任以來抱いていた、「学校ヲ興サント」する自己の意図を実現しようとしたといえるだろう。もともと文政二年の時点で、淡窓がこの申し入れに即答できず、迷い、占いまでしたのは、代官の目指す学校と淡窓のそれとの間には、隔たりがあつたためだろう。この時は、淡窓が用人格になつたことで、事は済んだが、天保二年以後の直接的な介入は、その隔たりが顕在化したともいえるだろう。

そもそも、咸宜園が「官府」支配下の学校になることによつて失われるものは、何であつたのだろうか。思うに、それは、月旦評や人事の公平性にとどまらず、世俗から隔離した学校という理念ではなかつたか。換言すれば、それによつて、学校の独立性が失われてしまうのである。その意味で、郡代の干渉にたいする淡窓の抵抗方法は、注目すべきである。それが現れているのは、天保五年(一八三四)七月の記事である。

(天保五年七月)廿一日、初メ官府ヨリ塾政変革アリシヨリ、旧法尽ク廢シ、人心洶々トシテ、事ヲ事トスルモノナシ。此日入室ノ徒數輩ヲ招キ、我カ旨ヲ論シ、災厄ニ逢フト雖モ、志ヲ墜サス、自ラ勵ムヘキコトヲ申シ論シ、私ニ社ヲ結ビ、出精スヘキコトヲ托シタリ。諸人其旨ヲ領ス。此日宗仙長トナリ、五人志ヲ同シウシ、事ヲ約シ、社ヲ結ヘリ。号シテ日新社ト云フ。廿二日、廻瀾社起ル。来真長トナル。一社四人ナリ。廿四日、必端社起ル。勲平長トナ

ル。同盟四人ナリ。三省社起ル。龍信長トナル。一社八人ナリ。(『懐旧樓筆記』卷三四、上四四六頁)

ここで、淡窓は咸宜園内での結社をうながしている。¹⁶⁾この呼びかけに応じて、七月二日に、五人の同志が集まり「日新社」、同月二日に、四人の同志の「廻瀾社」、さらに同月二四日に同盟四人の「必端社」、八人の「三省社」、翌月四日には、同盟三人の「克己社」(同右、上四四七頁)が、結成されているのである。淡窓は、評価や人事の専権事項が奪われてしまった時点で、このような自主的な結社によって、世俗から独立した学びの場を確保しようとしたのではないか。ここからも、淡窓が「官府の難」に抗したのは、身分制社会の世俗から隔離した学びの場を維持しようとするためであったといえるだろう。

5

強固な身分制社会である「世俗」のなかに、競争と公平を原則とする学校を打ち立てることが、淡窓の目的であった。そのことを意識的に追求しようとした点で、淡窓は注目すべきである。しかし、それゆえに、塩谷郡代に人格的に象徴される権力と激しい衝突を引き起こしたという事実には、われわれは注目しなくてはならない。

残された問題は、『約言』『析玄』『義府』の三説の思想が咸

宜園の教育とどのように結びついているかである。この点については、淡窓の思想の全面的な考察が必要となるが、ここでは、敬天思想との関連に触れておきたい。周知のように、敬天思想は淡窓の思想の中心的なものである。そもそも、「今予の約言を著はすは、博く邦人を諭す所以なり。ただ禍福の応を明らかにし、これを欽天に帰するのみ」(『約言』序、二二二頁)という意図から書かれた主著『約言』(文政一一年成)は、自己の敬天思想を表明した書であった。そのなかで、淡窓は、「主宰者」(『約言』、一二四頁)天が吉凶禍福を司る、と説いていた。

天道善を好んで悪を惡み、人道福を好んで禍ひを惡む。相生じ相養ふは善なり。相奪ひ相殺すは惡なり。富貴寿考は福なり。貧賤死亡は禍ひなり。人、天の好む所を行へば、天もまたその好む所を以てこれに命ず。人、天の惡む所を行へば、天もまたその惡む所を以てこれに命ず。(『約言』、二二四頁)

もちろん、『約言』にも大きな影響を与えている明人・袁了凡『陰騭録』の「善を作せば、天之以百祚を降し、不善を為せば、天之以百殃を降す」という、「天」が福善禍惡する応報観念は、それほど簡単に信じられるようなものではない。¹⁸⁾

天道善に福して惡に禍ひすと。聖人の言、万世に亘りて爽ふことなし。而るに人或いはこれを疑ふ。善必ずしも福せず、惡必ずしも禍ひせざるを以てなり。これ書を読むこと精しからざるの過ちなり。(『約言』、一三四頁)

善人が幸福になれず、逆に悪人が禍を免れているという不条理の現実社会のなかで、福善禍悪する「天」を信ずることができののだろうか。先に見たように、当代の身分制社会のなかでは、「門地高ケレハ、不才不徳ニテモ、恥ツルニ及ハスト立テ、一切ノ芸業ヲ修セス。門地卑ケレハ、才徳芸能アリテモ、貴フニ足ラスト立テ、一切ノ能者ヲ用ヒス」(前出)という、「門地」が最優先価値とされ、「才」も「徳」もその前では、何の役にも立たなかつたからである。ところが、これまで見てきたように、少なくとも、世俗から隔離された「実力主義」の咸宜園のなかでは、努力する者は報われた。淡窓が友人の見分け方を説いて、塾内では善悪がはっきりとして、君子と小人との差が判然としている、と説いていることは、その自信による。

友を扱ふにも、善悪の見分難致と、思ふ人あるへけれども、夫は世間の人の上なり。塾生に限りて、其善悪を分つこと、至而易し。如何となれば、我塾には席序あり。月々に其勤惰を考へて、黜陟を加へる故に、勤惰之分、誰もしるへし。学を勤るは、君子なり。学を惰るは小人なり。又規約之条目あり。条目を守るものは、君子なり。人知らずとて条目を犯すものは、小人なり。此処よりして善悪を分時は、友にすへきと、友にすへからさるとの人柄、鏡を以照すよりも明けし。(「癸卯改正規約」、中九頁)

翻つて考えてみると、勤勉に努力した者は報われるという経験をする場が、淡窓の求める学校ではなかつたか。そこは、家

柄や出自によつてすべてが決定されている世襲制の身分制社会では得がたい経験の場である。思うに、三審法と月旦評の厳格な制度的な保障の下、咸宜園の教育のなかで、昇級して得られたであろう自信と矜持こそが、塾生たちに天への「尊崇敬畏」(「約言或問」、中一五頁)をうながしたのではないか。もしかりにそういえるとすれば、福善禍悪が現実化している咸宜園は、敬天思想の培養の場であつたという意味でも、不条理が横行する身分制社会と対峙していた場であつたのである。

注

(1) 海原徹『近世私塾の研究』(思文閣出版、一九八三年) 五五頁。

(2) 本稿で使用したテキストは『増補淡窓全集』三卷(思文閣出版、一九七一年)である。ただし、『約言』のテキストは、『近世後期儒家集』(日本思想大系47、岩波書店、一九七二年)を使用した。本文中に頁数は略記した。なお、淡窓の伝記については、井上義巳『広瀬淡窓』(人物叢書、吉川弘文館、一九八七年)、井上源吾『広瀬淡窓評伝』(叢書房、一九九三年)を参照にした。

(3) R・P・ドーア『江戸時代の教育』(松居弘道訳、岩波書店、一九七〇年)一九三―一九四頁。

(4) 筆者の会説研究については、拙稿「近世日本の公共空間

の成立―「会説」の場に着眼して―」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』五五輯、二〇〇六年）、「討論によるコミュニケーションの可能性―近世社会の「会説」の場に通目して―」（東北大学日本思想史研究会『年報日本思想史』七号、二〇〇八年）参照。ともに拙著『江戸後期の思想空間』（ぺりかん社、二〇〇九年）所収。

(5) 辻本雅史『近世教育思想史の研究』（思文閣出版、一九九〇年）、辻本雅史・沖田行司編『教育社会史』六章「幕府の教育政策と民衆」（山川出版社、二〇〇二年）参照。

(6) たとえば、細井平洲は、『嚶鳴館遺草』の「建学大意」のなかで、「襦袢の内より諸人に頭を下られ、已に西東を知るに至れば、自高貴なるをしらぬ童子もなく、驕泰の心知と、もに長じ、亢傲の態心と、もに成り、四書一通も読しらねども、元服すれば終には（十五万石）の執権になる身分と落付たる痼疾、いかなる良薬を用ひてか仁厚恭敬の君子とはなるべき」（『嚶鳴館遺草』巻三、『日本経済叢書』巻一五、三八二頁）と、当代の武士の「驕泰の心」「驕泰の心」「四書一通も読し」らない無知を批判し、「興譲とは譲をおこすとよみ、譲を興すとは恭遜の道を繁昌さす」（同右、三八三頁）学校の必要性を説いている。

(7) 中島市三郎『教聖・広瀬淡窓の研究』（第一出版協会、一九三五年）七九頁。

(8) 淡窓は亀井南冥塾に入る前から、南冥の門人を介して会

説を経験していた。淡窓は一〇歳ごろから会説をしている（『懐旧楼筆記』巻三、上二六頁）。淡窓が亀井塾の会説で鍛えられたことについては、「余カ始テ塾ニ入りシ時ハ、昭陽先生礼記ヲ講シ玉ヘリ。其後周易、尚書、孟子アリ。時刻ハ、早朝ナリ。飯後ハ、先生学館ニ出勤アル故ナリ。三日ニ一度ノ会説アリ。コレハ夜中ナリ。出席ノ徒十四五人位ナリ。月ニ文会ニ度、詩会ニ度アリ。コレハ出席ノ徒、十人ニ不_レ過。余始テ至リシトキハ、彼ノ風ニナラハス。摧折セラルルコト多シ。半年ノ後ニ至ツテ発達シタリ。明春帰省ノ時、先生余ニ語りテ、子ガ始テキタリシトキハ、甚タ平々タリ。今ハ大二伸ヒタリトノ玉ヒシ」（『懐旧楼筆記』巻七、上七七頁）と回顧している。咸宜園の会説は「奪席会」と称されたことと、亀井塾のそれとの関わりについては、「南冥堂諸生講習、以_レ奪_レ席為_レ務、昭陽翁生ニ長其内、志在_レ擅_レ場、訓詁考証、無_レ所_レ不_レ至、終至_テ以_レ研_レ經字_一成_レ名」（『六橋記聞』巻七、上七三頁）という記事からも明らかであろう。なお、亀井塾の会説と淡窓のそれとの関連については、関山邦宏「広瀬淡窓の教育思想」（『季刊日本思想史』一九号、一九八三年）参照。

(9) 中島市三郎が咸宜園内の競争の一例として、長三洲と広瀬林外のライバル同士の競争を伝えている。『咸宜園教育発達史』（私家版、一九七三年）一七四―一七六頁。

(10) 前掲拙稿において、会説の原理的な問題点として競争と

基準があることを論じた。咸宜園においては、会読の基準になったのは、淡窓自身であったことを指摘しておかねばならない。会読のテキストは淡窓の講義録であつて、淡窓自身が会読における競争の基準を提供していたのである。

(11) 公平さは客観化できる基準によつてのみ可能である。この点に関して、淡窓の後継者旭荘は「徳」と「才」との區別を論じている。ある諸侯に学生百人に順序を定めるにはどうしたらよいかと尋ねられて、「人柄」である「徳」を基準にすると、下位に置かれた者は、「我ハ何某ヨリ人柄悪キ故、下ニ置カルル筈ナリトテ、承知スヘキヤ」であるが、「才」であれば「公論」であるので、承認されると説いている。

某カ所謂才ハ、詩才ナリ、文才ナリ、書才ナリ、学才ナリ。詩文書ハ、他人ノ公論アル故、自分如何程ヨシト思フトモ、十人八十人アシシト云ヘハ、屈服スルナリ。学才ハ、書籍ヲ講読セシメハ、忽ニ分ルナリ。コノ四ツノ内、皆兼ヌルモノアリ。或ハ一ヲ能シテ、二ヲ能セザルモノアリ。仮令能スルニモ、亦巧拙アリ。百人ハ百通ニ調ヘアクルコト、十日ヲ出テスシテ出来ヘシ。公論ヲ以テ定メタル上ハ、不承知ト云者ナシ。(『九桂草堂隨筆』

卷一、『日本儒林叢書』卷二、一七頁)

(12) 淡窓は、集団生活のなかで「放逸」に流れやすい塾生への教育にあたつて、「規約賞罰」の効果を重視した。「凡人

ヲ率キルノ道ニツアリ。一ハ治、二ハ教ナリ。世儒ノ人ヲ率キル、教アリテ治ナシ。是儒者ハ教官ナルカ故ナリ。孔門ニモ黜陟賞罰ノ法アルコトヲ聞カス。余ハ則思ヘラク、師ニ孔子ノ徳ナケレハ、弟子ニモ顔閔ノ行ヒハ責メカタシ。然ルニ、數百桀驁ノ少年ヲ一室ニ聚メ、唯経義ノミヲ伝ヘ、規約賞罰ヲ施サズバ、是レ之ヲ驅ツテ放逸ニ赴カシムルナリ。故ニ余カ人ヲ教フルハ、先ツ治メテ、而後之ヲ教フルナリ。余カ長所、此外ニアルコトナシ。入室ノ者ハ、其故ヲ知ルヘキコトナリ」(『夜雨寮筆記』卷二、上一九、二〇頁)。

(13) R・ルビンジャー『私塾——近代日本を拓いたプライベート・アカデミー』(サイマル出版、一九七九年)七一頁。

(14) 井上義巳は「官府の難」の経過を詳細に跡付けている。『日本教育思想史の研究』(勁草書房、一九七八年)。井上によれば、天保二年四月から天保六年八月の塩谷郡代の江戸召還まで、「淡窓自らの記録をたどると前後一〇回におよんでい」て、「干渉の内容は、咸宜園の教育の核心と思われる月旦評作成への介入が五回、塾規則改正強要が一回、入門者の押しつけ二回、うち一回は都講就任の強要であった。さらに塾生追放一回、そして淡窓への塾改復活の要求が一回であった」(三二五頁)という。

(15) 広瀬旭荘が「官府の難」をどのように受け止めたかは、旭荘の隨筆『九桂草堂隨筆』が参考になる。「先考忠誠ヲ以

テ、代々ノ県令ノ寵待ヲ蒙リ玉ヘリ。晩年尤モ塩谷君ノ崇敬ニ逢ヒ玉ヒ、常ニ隱居ト称シテ、名イハス。君余ヲ憎ミ玉フコト甚シク、不測ノ禍アラントセシモ、常ニ先考ノコトヲ思ヒ出シテ寛容シ玉ヘリ」(『九桂草堂隨筆』卷九)「日本儒林叢書」卷二、二一五頁)、「某県令ノ時、屢譴ヲ被リシコトハ、余カ一時ノ殃ニシテ、終身ノ福ナリ。ソレマテハ、唯書ヲヨムコトヲ知りテ、人情世態ヲ毫モ解シ得ズ。其レヨリシテ、今日ノ事、皆字ナリト云フコトニ心付ケリ。其後諸侯ニモ知遇セラレ、一時ノ虚名ヲ竊ムコトヲ得ルモ、其賜ニ非スト云フヘカラス」(同右、二二九頁)。

(16) 会説と結社との結びつきは、塩谷宕陰の書いた浜松藩の経館館掲示に見える。「読書の益は専ら会説論講に在り。(中略)館中の会日には、宜しく各々社を結びて以て講習すべし」(『日本教育史資料』第一冊、四三〇頁)。

(17) 「日新社」の長となつた宗仙は、咸宜園の「入門簿」には、宗仙という名の人物が二人いるが、年齢を考慮すると、松永宗仙であろう。「柳宗仙天保二年二月一日、長州赤間関赤馬町、一五歳、紹介者鳥屋寿助」「松永宗仙天保三年三月二〇日、肥前佐賀、一三歳、紹介者近江屋庄兵衛」。また「廻瀾社」の長となつた来真は、「釈来真文政一〇年四月一日、芸州高田郡相合村明善寺紹介者釈観有」とある。

(18) 「天」の「福善禍悪」の応報と現実世界の齟齬に、淡窓の思想の中心課題があることについては、小島康敬「広瀬淡

窓の敬天思想―徂徠を手がかりに」(『季刊日本思想史』一五号、一九八〇年、後に「徂徠学と反徂徠」所収、ペリかん社、一九八七年)、黒住真「広瀬淡窓の倫理思想」(『倫理学紀要』一輯、一九八四年、「複数性の日本思想」ペリかん社、二〇〇六年所収) 参照。